

# 事業概要

(平成30年度版)



東京都北区  
パ・プ・ルホ・ンソホ・ルマ-ク

スペースゆう  
(北区男女共同参画活動拠点施設)

# 目 次

## 事業概要

I	施設概要	1
II	組織及び運営体制	3
III	事業概要	
1	啓発事業（講座等開催）	4
①	北区男女共同参画週間	4
②	北区さんかく大学	5
③	女性の活躍推進応援塾	6
④	スペースゆう主催講座	9
⑤	北区中学生及び高校生のための 職業教育キャラバン事業	10
⑥	協働事業（パートナーシップ <sup>®</sup> 事業）	11
⑦	出前講座	12
⑧	共催事業	13
2	相談事業	
①	こころと生き方・DV相談	14
1)	利用状況	14
2)	年齢別相談件数	14
3)	相談内容別件数	15
②	法律相談	16
1)	利用状況	16
2)	年齢別相談件数	16
3)	相談内容別件数	17
3	施設運営	
①	多目的室利用状況	18
1)	時間別利用状況	18
2)	部屋別利用状況	18
3)	曜日別利用状況	19
②	情報コーナー等利用状況	20
③	施設利用状況	20
4	団体登録状況	21
5	情報コーナー利用状況	21
○	参考資料	
	東京都北区男女共同参画条例	22
	東京都北区スペースゆう条例	25

# I 施設概要

- 1 名称 …… 東京都北区スペースゆう（男女共同参画活動拠点施設）
- 2 愛称 …… スペースゆう  
\*「スペース」は場所、宇宙という意味であり、開設当時、プラネタリウム付きのホールを併設していたことに起因する。また、「ゆう」は、主役はあなたといった「YOU」、という意味のほか友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、遊び（憩い）の場である「遊」という思いをこめたものである。
- 3 所在地 …… 東京都北区王子 1-11-1 北とびあ5階
- 4 設置年月日… 昭和46年（1971年）3月1日婦人センターとして設置され、平成4年（1992年）4月1日女性センターに名称を変更、平成16年（2004年）4月1日北とびあに移転し、男女共同参画センターに名称を変更、平成29年（2017年）4月1日スペースゆう（男女共同参画活動拠点施設）に名称を変更。
- 5 開館時間 …… 午前9時～午後9時（日曜日 午前9時～午後5時）
- 6 休館日 …… 月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

## 7 施設概要（総面積：633.59㎡）

	室名	面積 (㎡)	定員 (名)	概要
5 階	多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・研修会等の目的で、有料で使用できる施設。 「多目的室AB」として1部屋での利用も可
	多目的室B	51	30	
	情報コーナー	—	12	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸出しを行う。
	交流サロン	—	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できる。
	活動コーナー	—	10	グループ活動や打ち合わせ等に利用できる。
	相談室 1	9.5	4	女性のための法律相談等、相談事業を行う。
	相談室 2	10	5	
ミーティングルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。	

## 8 施設の利用（有料施設）

多目的室

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。

なお、登録団体は施設使用料の5割が減額となる。

## 9 登録団体の要件

- ①男女共同参画を推進することを目的として活動する団体であること。
- ②構成員が7人以上で過半数が区内在住、在勤もしくは在学の者で占められていること。
- ③営利及び政治、宗教活動を目的とせず、継続的・計画的に事業を行っていること。
- ④公益活動の計画立案及び報告ができること。

## 10 利用の申し込み

利用施設	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的室 A・B	利用日の2ヶ月前 の日が属する月の 初日	午前10時 ～	事務室 (5階)	①申し込みの順番を決 める番号を引く。 ②若い番号順に受付。 ③以降は随時受付。

## 11 施設使用料

( ) 内は5割減額時

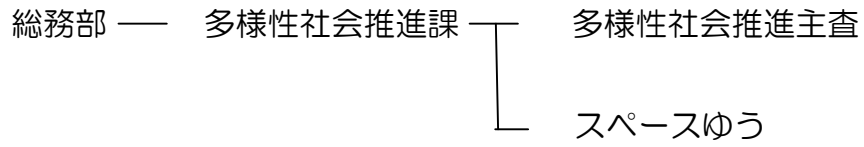
	施設	定員	午前9時～12時	午後1時～5時	夜間6時～9時
5階	多目的室A	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)
	多目的室B	30名	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)

## 付帯設備使用料（5割減額の対象外）

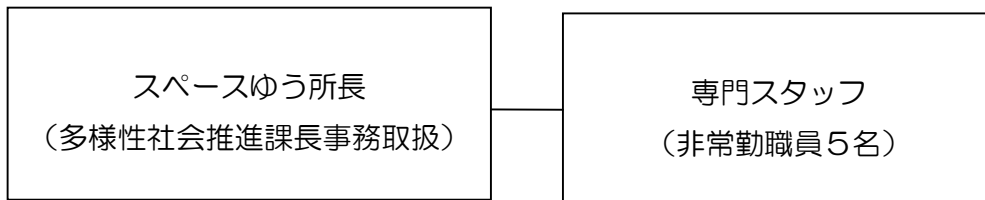
種類	単位	使用料
アップライトピアノ	1台1回	510円
ビデオセット	1台1回	200円
ビデオプロジェクター	1台1回	510円
譜面台	1台1回	50円
持込器具使用・電源設備	1回	200円

## Ⅱ 組織及び運営体制（平成31年4月1日現在）

### 1 組織



### 2 スペースゆう運営体制



## Ⅲ 事業概要

### 1 啓発事業

#### ①北区男女共同参画週間 「家族って? ～考えてみよう、家族の姿と地域～」

講座（講演）・日時・会場	講師	内 容	参加数 (定員)
<p>講演会 「一歩、一歩、ありがとう ～妻・田部井淳子と歩いた道～」</p> <p>6月23日（土） 14:00～16:00</p> <p>北とびあ6階ドームホール</p>	<p>登山愛好家 田部井政伸氏</p>	<p>登山愛好家の田部井政伸さんに、世界初の女性エベレスト登頂者である淳子さんとの、お互いを支え合い、思いやりながら過ごした日々をお話いただいた。</p>	<p>87名  (120名)</p>
<p>交流会 「お互いを知りあい、活動を前へ」</p> <p>6月16日（土） 13:30～16:00</p> <p>北とびあ5階多目的室AB</p>	<p>—</p>	<p>前半は、5団体が団体活動を紹介し、後半は、グループに分かれて、「団体活動をやっている思い」について、語り合った。</p>	<p>18団体 30名参加</p>
<p>映画会 「人生フルーツ」</p> <p>6月17日（日） 14:00～16:00</p> <p>北とびあ6階ドームホール</p>	<p>東海テレビ プロデューサー 阿武野勝彦氏</p>	<p>大規模公団住宅計画に携わってきた90歳の元建築家が、引退後雑木林を育て野菜や果実をつくりながら自然と共存するドキュメンタリー映画の上映会。 映画を作成した東海テレビプロデューサーのミニ講演会つき。</p>	<p>103名  (120名)</p>

## ②北区さんかく大学

男女共同参画の歴史的背景、社会のしくみ・情勢など幅広い知識を学ぶことによって、区民の意識を高めるとともに男女共同参画社会の実現のために地域で活躍できる人材の育成を目的に開催している。

北区さんかく大学			
「女性」であることと身体の関係 ～「女性」は美しくあるべきでしょうか？ありのままの自分らしい生き方を考えてみましょう～ 時間・定員：各日14:00～16:00 対象：一般 コーディネーター：笹川あゆみ氏			
講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
第1回 私と身体と社会の関係 ～身体を考えると何だろう～ 9月22日(土)	明治大学情報コミュニケーション学部准教授 田中洋美氏	自分の身体は自然なものにとらえがちであるが、女性の身体はジェンダー化されていて社会的、文化的な制約を受けている。そのため自分らしく生きるにあたって、社会規範にあわせようとすると、無理が生じてさまざまな問題が生じることがある。私たちはそれを自覚的になり、自身の生き方を考えていくべきである。	21名 (40名)
第2回 性別越境とジェンダー ～女装について～ 10月6日(土)	性社会・文化史研究者、明治大学文学部非常勤講師 三橋順子氏	人を「女性」か「男性」かの判断で区別する二分化社会では、男性として生まれた人が「女をする」には、「女性」と他人に認められて社会生活をするには「女装する」か「女体化(身体変更)」ことになるが、多大な労力を必要とし、完璧な女性になることは難しい。しかしその努力の過程で、女性とは何なのかを考えることが多く興味深い。	23名 (40名)
第3回 月経観と生理用品の歴史 10月13日(土)	歴史社会学者、生理用品連絡協議会共同代表 田中ひかる氏	月経は長らく不浄視され、女性の行動が制限されたりと、近代まで偏見が残ったが、使い捨てナプキンに始まる様々な生理用品の開発は女性を物理的・心理的に解放し、社会進出を後押しした。	22名 (40名)
第4回 戦後の「八頭身美人」の登場とその背景 10月20日(土)	学習院大学非常勤講師竹崎一真氏	戦前、戦後から現在に至る女性美に対する基準や社会の評価の移り代わりについて「八頭身美人」を通して解説。女性美は可変的であり社会が生み出すイメージであり、女性はこうあるべきという真理は存在しない。今後も女性の身体は母体のためか、美しさか、だれのための身体か…を問い続ける必要がある。	22名 (40名)
第5回 「女性」であることとは？～ ふりかえりと意見交換を中心に～ 11月18日(土)	北区スペースゆうアドバイザー(東京家政大学非常勤講師) 笹川あゆみ氏	前半は4回の講義のふりかえり。後半のグループでの意見交換では、さんかく大学の講義の感想を話し合い、女性であることを意識した身体実践について意見を出し合った。	12名 (40名)

### ③女性の活躍推進応援塾

講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
<b>基調講演</b> 白河桃子講演会 女性活躍時代を迎えて 5月26日(土) 14:00~16:00	少子化ジャーナリスト・ 作家 白河桃子	働き方改革改革実現会議有識者議員でもある白河桃子さんに、女性が家庭生活と両立しながら仕事をし続けるための環境づくりについて、これまでの女性のおかれてきた状況とこれからのあるべき姿について、具体例を挙げながらわかりやすくお話しいただいた。	31名 (120名)

<b>キャリアアップ支援セミナー</b> 時間：各10:00~15:00 会場：スペースゆう多目的室AB 対象：現在企業内で働いている女性で①・②のいずれかの方 ①仕事で成長したい方 ②これから管理職をめざす方			
講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
第1日目 会社を見る目を作りましょう！ (経営と企業について理解する・ 問題解決の基本を身につける) 11月4日(日)	中小企業診断士 川口佐和子氏 大江栄氏	企業経営について、マーケティングと財務の基礎を知り、組織の中で自分の役割を明確にし、リーダーとしての心構えを学んだ。	13名 (30名)
第2日目 提案力を身につけましょう！ (マーケティングと財務分析の基礎を学ぶ・企画提案にチャレンジする) 11月11日(日)	中小企業診断士 川口佐和子氏 大江栄氏	コミュニケーションスキルと問題解決方法を環境分析、SWOT分析、グループ演習をとおして学んだ。	10名 (30名)
第3日目 自分らしく生きる方法を見つけましょう！(リーダーシップとキャリア形成について考える・自分の未来を考える) 11月18日(日)	中小企業診断士 川口佐和子氏 大江栄氏	キャリアについて自分を振り返るとともに、自分の未来をデザインすることで今後のキャリアを考えた。	11名 (30名)



起業家支援セミナー「ちょこっと起業」～私らしく始める、起業スタイルのを見つけ方～

時間：各13:00～16:00 会場：スペースゆう多目的室AB

対象：一般 18歳以上の女性で起業に興味のある方、起業して2年以内の方

講座・開催日	講師	内容	参加数 (定員)
第1回 「やりたいことを みつけましょう」 おしゃべりからアイデアを 見つける方法 5月20日(日)	中小企業診断士 川口佐和子氏  税理士 池田理世氏	グループごとの自己紹介により、起業という共通の目標を持つ仲間意識からモチベーションが高まったところで、起業の基本や起業のアイデアの発想方法を学んだ。また、自ら振り返り、棚卸をして、自分に合った起業スタイルを考えた。	23名 (30名)
第2回 「買ってもらえる 工夫をしましょう」 いくらで売る?どうやって売る? の考え方 5月27日(日)		起業に必要な知識(起業形態、税金、社会保険、青色申告、許認可)について、マーケティング(プロダクト・アウト、マーケット・イン)の考え方について学んだ。個々にターゲット、ビジネスモデルを考えワークシートに記入した後、グループディスカッションをした。ソーシャルビジネスについては起業する地域について考えた。前回出したアイデアをもとに、より具体的な事業内容に落とし込んだ他、起業家体験談では開業するためのヒントを得た。	23名 (30名)
第3回 起業の「はてな?」を 解決しましょう 6月3日(日)		産業振興課の相談会、融資、補助金等の紹介にはじまり、売上と利益の知識や損益計算書、損益分岐点、トントン売上について学んだ。利益や売上の計算、粗利率について演習後、各グループ内で答えあわせと意見交換をした。資金計画(開業資金、運転資金)や資金調達についても考えた。現在から将来の見通しを記入するワークをした。講義後にお茶会を行い、受講者同士で親睦をより深めた。	23名 (30名)
第4回 実現するための第一歩 6月10日(日)		金融機関からの借り入れについて、東京都などの助成金について、事業を成長させる方法についてを学んだ後、起業プラン発表の準備としてスピーチフォーマットを作成した。効果的に伝える方法を学びながら、一人ずつ発表した。最後に講師より4日間の講座の振り返りとまとめのお話しをして終了となった。	19名 (30名)

### 再就職準備セミナー（スキル編）女性のための再就職3daysセミナー

時間：各10：00～12:00 会場：北とびあ5階多目的室AB

対象：一般 再就職を希望する女性

講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
第1日目 ビジネスマナー講座 10月10日（水）	ANAビジネス ソリューション株式会社 専属講師 後藤千幸氏	ペアワークを通して客観的に自分の印象を確認し就職活動に使えるビジネスマナーを学んだ。講師自身の経験談やよくあるQ&Aなどの事例からは実際のイメージもつかみやすく参考になった。	35名 (40名)
第2日目 身だしなみメイクアップ実践講座 10月11日（木）	一般社団法人日本 ビジュアル支援協会 理事 坂井ナオミ氏 認定講師 安東雅美氏 認定講師 栃谷ユリ子氏	就職活動のための服装・メイク方法と身だしなみについて学んだ。個別指導では第一印象や好感度アップのコツを学んだ。	28名 (40名)
第3日目 希望の就職を実現するための、 応募書類等対策講座 10月12日（金）	王子公共職業安定所 統括職業指導官 清水真由美氏	仕事を見つけるプロセスや履歴書（減点法の見方）、応募書類（加点方の見方）の書き方や注意点、アピール方法などを学んだ。また、就職活動中のストレスチェックについて学んだ。	26名 (40名)

### 再就職準備セミナー（マインド編）

会場：スペースゆう多目的室AB

対象：一般 主に結婚・出産・育児・介護などの理由で現在は離職中かつ再就職を希望する女性

講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
再就職はこわくない?! 再就職支援セミナー マインド編 9月5日（水） 10:00～12:00	国家資格 キャリアカウンセラー 滝澤 理砂さん ハローワーク王子 職業 相談 第一部門 職業指導官 小谷松 明輝さん	再就職活動を始める前に、自分のこれまでの振り返り、資源をたくさん見つけると共に、働く目的や課題、希望を整理する。ライフキャリアデザインとして家庭との両立や優先順位の整理などを考え、方向性を明確化した。ハローワーク王子からの情報提供もあり。	29名 (30名)

### 中小企業向け女性活躍推進セミナー

会場：スペースゆう多目的室AB

対象：中小企業経営者、人事・労務管理担当者またはテーマに関心のある方

講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
「職場における最新のハラスメント対策～業績が上がるハラスメント撲滅とは?～」 2月22日（金） 14:00～16:00	弁護士 川義郎氏	男女ともに働きやすい職場づくりを目標として、セクハラ、パワハラ等をなくすために、「自分がハラスメントをしない」「部下にハラスメントをおこさせない」の二つの視点から、「何がハラスメントであり、どうしておこるのか」「防止するにはどうしたらよいか」を、実例をもとに学んだ。	12名 (40名)

#### ④スペースゆう主催講座

講座・日時	講師	内容	参加数 (定員) 対象
<b>DV理解基礎講座</b> 「大切な人を守るために～DV被害を受けた母子への理解と支援～」 11月24日(土) 14:00～16:00	NPO法人RRP研究会理事 武蔵野大学名誉教授 春原由紀氏	ドメスティック・バイオレンス(DV)には身体的暴力だけでなく様々なかたちがあり、被害者は肉体的にも精神的にも深い傷を負うこと、被害者と子どもたちの状況を知り、DVとは何かを学んだ。	27名 (40名) 一般
<b>ワーク・ライフ・バランス講演会</b> 「ワーク・ライフ・バランスのすすめ～蓮の花上司のマネジメント術～」 12月26日(水) 14:00～15:30	内閣府地域働き方改革支援 チーム委員 (兼務 東レ経営研究所) 渥美由喜氏	育児や介護を抱えた「制約社員」の活用の仕方を考え、チーム力を最大化して生産性を上げることが、人口減少期の管理職の役割であるという視点から、生活も仕事も重視するイキイキ社員を増やすために、管理職にとって、「自らと部下の働き方を見直すこと」「過剰品質をやめること」「対話的コミュニケーションにより、社員が共感する働き甲斐のある職場に変えること」が肝要であることを学んだ。	30名 (120名) 中小企業経営者、人事・労務管理部門担当者など
<b>男性向け講座</b> 「家族介護は『頼り方』と『任せ方』～仕事を続けることこそ親孝行～」 1月23日(水) 19:00～20:30	NPO法人となりのかいご 代表理事 川内潤氏	介護する側、介護される側それぞれの想いを大切にしながら、「仕事」と「介護」の両立を図るため、「専門職との連携・マネジメント」「家族・親戚や地域などとの連携・マネジメント」が重要であることを学んだ。	20名 (30名) 一般
<b>一般啓発講座</b> 「漂流する少女たち～JKビジネスの背景～」 2月2日(土) 14:00～16:00	NPO法人BOND プロジェクト 代表 橋ジュン氏 統括 Ken氏	BONDプロジェクトの動く相談窓口としての支援活動から、居場所を求め街を彷徨う少女たちの身近にせまる「JKビジネス問題」について事例から学んだ。家出は社会的には非行と捉えられるが、その背景には虐待や性暴力などで安全な居場所がない場合もあること、更にその少女たちの弱みにつけこみ利用する大人がいることなど、少女たちが犯罪に巻き込まれるリスクも高いこと、今わたしたちにできることは何かについて考えた。	35名 (40名) 一般
<b>男女共同参画の防災セミナー</b> 「女性にガマンを強くない防災セミナー～災害時の心のケアを学ぶ～」 3月10日(日) 10:00～16:00	神奈川県立保健福祉大学 ヘルスイノベーションスクール 設置準備担当教授 吉田穂波氏 臨床心理士 永田陽子 協力 NPOボランティアぷらざ	過去の大災害において、被災した女性の心身の負担・リスクへの支援は重要課題である。平時より受援力を高めることによって、災害時に声をあげることのできる環境作りの必要性と、避難所運営ゲームHUGによるシミュレーション型訓練で、避難所で起き得る状況の理解と適切な対応を学んだ。また、スペースゆう女性相談の特性を活かし、避難所生活で困難な女性の心のケア(初期)についての対応を学んだ。	30名 (30名) 一般

## ⑤北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生や高校生のみなさんが、さまざまな分野の職業について具体的で明確なイメージを持ち、夢と希望を持ってチャレンジできるよう、比較的女性の進出が少ない職業分野で活躍している女性を中学校、高校に派遣し、その職業を選択した経緯や向き合う姿勢などについて講演会等を実施している。

開催校・日時	講師	職業	対象学年 受講生徒数
明桜中学校 7月9日（月） 13:30～14:50	小田嶋良	パイロット	1学年160名 特別支援学級33名
王子桜中学校 12月15日（土） 9:40～11:30	鈴木麻美	消防士	全学年 446名
桐ヶ丘中学校 3月2日（土） 10:45～11:35	大塚紀子	鷹匠	全学年 487名
稲付中学校 3月8日（金） 14:30～15:20	川合美千代 おそどまさこ 篠原奈緒子	海洋学者 トラベルデザイナー 照明設計	2学年 113名

## ⑥協働事業（パートナーシップ事業）

区は、スペースゆう登録団体などが企画及び運営する事業に対し、会場提供及び広報協力などを行い、区民との協働により、広く男女共同参画を推進するためのパートナーシップ事業を実施している。

講座・日時	企画・運営団体 講師	内容	参加数 (定員) 対象
痴漢は犯罪、そして病気。 ～被害者の心の傷と加害者の心理～  7月21日（土） 13:30～15:30  スペースゆう多目的室AB	特定非営利活動法人 ジャパンマック  大森榎本クリニック 精神保健福祉部長 斉藤草佳氏	日本で最も多い性犯罪である痴漢について、ことに加害者についてその実態が知られていない実情をふまえて、クリニックで長年加害者の「再犯防止プログラム」にかかわっている講師の講義により、加害者と被害者の気持ちの違いやどうしたら被害を防げるのかを学習した。	24名  (40名)  一般
あなたらしく輝くための コミュニケーション ～ママとして、私として、 本当の自分を大切に していますか～  9月21日（金） 13:30～15:30  スペースゆう多目的室AB	てとての会  親業訓練協会シニア インストラクター 下村亮子氏	自分らしく生きるための人間関係講座（自己実現のための人間関係講座リング・アダムズ）のプログラムを参考に、家庭・友人関係などさまざまな場面で、自分を表現しながらより良い人間関係を築いていく効果的なコミュニケーションの方法を学んだ。	42名  (50名)  一般
性別にかかわる理解を深めるためのWEBアンケート 調査報告会  3月9日（土） 13:30～16:30  スペースゆう多目的室AB	Rainbow Tokyo 北区  明治大学教授 鈴木賢氏  金沢大学教授 岩本健良氏  レインボー千葉の会 共同代表 上井ハルカ氏	多様性を認め合う社会づくりに向けた、性別にかかわる理解を深めるためのWEBアンケート調査の実施。後日、報告会にて、調査結果や他自治体の取り組みを参考に、全ての人に関わるSOGIについて考えた。	23名  (40名)  一般

## ⑦出前講座

区内の団体を対象に、各団体の申請により、男女共同参画に関するテーマにもとづいた講座を出前で実施している。

講座・日時・会場	講師	内 容	参加数
デートDV講座 3月5日（火） 8:45～9:35 飛鳥中学校	NPO法人 レジリエンス副代表 西山さつき	交際相手からの暴力であるデートDVを未然に防ぐための講座。暴力の種類やDVがなぜ起こるのか、そのしくみについて、ロールプレイを用いるなどして分かりやすく説明。	201名
デートDV講座 3月8日（金） 10:45～12:35 桐ヶ丘中学校			164名
デートDV講座 3月13日（水） 10:50～12:40 赤羽商業高校			185名
デートDV講座 3月15日（金） 9:00～10:35 赤羽岩淵中学校			185名

## ⑧共催事業

事業名・日時・会場	主催団体	内 容	参加数 (定員)
<b>2018ねっとわーくまつり</b> 4月21日(土)13:00～16:30 4月22日(日)10:00～16:00 スペースゆう多目的室AB 北とぴあドームホール 北とぴあ601会議室	北区男女共同参画推進ネットワーク	「女性の視点で考える社会福祉政策」をテーマに、区民への啓発普及と区民との交流を目的とした講演会、映画上映会、ステージ発表、展示等を行った。 ①講演会 「考えてみませんか？あなたの生き方～社会福祉政策にみる女性の貧困」 講師：NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」理事 木村民子 ②映画上映会 「夜間もやってる保育園」	①69名 ②92名 (140名)
<b>子育てママの未来計画</b> (各2回連続講座) (1) 自分さがしコース ①5月25日(金) ②6月8日(金) (2) 自己実現コース ①6月16日(土) ②6月30日(土) 各日10:30～12:00 家政大学板橋キャンパス	東京家政大学 板橋区 北区 (3者共催)	(1) 自分さがしコース 「自分を見つける2日間」毎日育児に追われて、しばらく自分ひとりの時間を持っていない女性が、今とこの先の自分を見つけるためのワークショップ (2) 自己実現コース 「新しい自分の生活をイメージする2日間」子どものいる生活を回しながら、社会の一員として活躍したい！という女性が、「今まで」や「これから」をイメージして自分だけの未来計画を立ててみるワークショップ 前期(5～6月)、後期(9～10月)とも同内容で開催。	(1) ①18名 ②17名 (2) ①25名 ②23名 (30名) 各コース、北区・板橋区合計
<b>子育てママの未来計画</b> (各2回連続講座) (1) 自分さがしコース ①9月14日(金) ②9月28日(金) (2) 自己実現コース ①10月5日(金) ②10月19日(金) 各日10:45～12:15 家政大学板橋キャンパス			(1) ①13名 ②11名 (2) ①28名 ②27名 (30名) 各コース、北区・板橋区合計
<b>パパ講演会</b> 「もうすれ違わない、家事育児シェアのしくみ～ただいま！って帰りたくなる家庭をつくる～」 8月26日(日) 10:30～12:30 北とぴあドームホール	子ども未来課	10年後、20年後も仲良しな家族をめざして、家族力アップのコツや具体的なノウハウについてお話いただいた。 講師：NPO法人 tadaima!代表 三木智有	38名 (100名)

## 2 相談事業

### ① ころと生き方・DV相談

※女性相談（女性相談員による相談：1回 面談50分、電話の場合は30分）

毎週火曜日	午前10時～午後4時50分
第1・5水曜日	午後3時～午後7時50分
第2・4水曜日	午後1時～午後5時50分
第3水曜日	午前10時～午後2時50分、午後5時～午後7時50分
第1・3・5金曜日	午前10時～午後3時50分
第1・3土曜日	午前10時～午前11時50分
第2・4土曜日	午前10時～午後3時50分
第1・3日曜日	午前10時～午後3時50分

※男性相談（男性相談員による電話相談：1回30分）

第1木曜日	午後4時～午後7時30分
第3土曜日	午後1時～午後4時30分

#### 1) 利用状況（予約・受付等）（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	59	58	68	52	48	45	67	52	58	46	45	52	650
うち男性	4	1	1	1	2	1	2	2	2	1	1	1	19
内 来所	51	49	53	45	38	42	61	45	51	44	41	48	568
	電話	8	9	15	7	10	3	6	7	2	4	4	82
	(夜間)	6	1	7	1	5	3	6	4	5	1	6	47
相談枠数	95	78	95	90	95	78	95	93	84	71	79	95	1,048
相談日数	18	14	18	17	18	15	18	17	16	14	15	18	198

#### 2) 年齢別相談件数

職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	無	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
20代	有	1	1	2	3	-	-	1	1	1	-	2	12	15
	無	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	3	
30代	有	6	6	8	9	11	8	9	8	7	5	6	87	121
	無	4	3	5	2	2	2	1	4	2	1	3	34	
40代	有	12	12	24	16	8	14	27	10	13	11	14	176	267
	無	8	5	5	4	6	6	11	12	10	8	6	91	
50代	有	11	10	6	4	9	6	6	9	7	6	8	87	128
	無	4	4	5	5	3	-	4	2	7	2	3	41	
60代	有	5	5	2	5	5	5	4	-	2	3	2	41	83
	無	4	6	6	2	2	2	3	3	6	4	2	42	
70代	有	1	-	-	-	-	1	-	1	1	1	-	6	29
	無	3	4	5	1	1	-	-	2	-	3	-	23	
80代以上	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	無	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	4	
不明	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	2
合計	59	58	68	52	48	45	67	52	58	46	45	52	650	650



3) 相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	27	23	31	26	21	14	26	19	18	18	18	24	265
生き方	5	1	7	3	7	6	5	8	5	7	7	7	68
こころ	6	8	4	4	4	5	6	8	4	4	4	5	62
からだ	1	1	-	1	1	-	1	-	2	-	-	-	7
夫婦	10	13	10	10	8	12	19	5	15	11	8	10	131
子ども	7	7	12	6	6	6	6	9	8	4	4	3	78
家庭	1	-	1	-	-	-	3	2	6	1	1	1	16
仕事	1	-	2	2	-	2	1	-	-	-	3	2	13
その他	1	5	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	10
合計	59	58	68	52	48	45	67	52	58	46	45	52	650

## ② 法律相談

毎月 第1土曜日 午前9時30分～午前11時45分（4枠）

第3木曜日 午後5時～午後7時15分（4枠）

### 1) 利用状況（予約・受付等）（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	7	7	7	6	7	8	5	4	1	5	7	6	70
相談枠数	8	8	8	8	8	8	8	4	8	8	8	8	92
相談日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

### 2) 年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	無	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
30代	有	1	1	1	-	2	-	1	-	1	-	2	-	9	10
	無	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
40代	有	2	1	3	4	2	3	-	2	-	3	2	1	23	27
	無	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	4	
50代	有	1	-	-	1	1	-	3	-	-	1	3	2	12	19
	無	-	2	2	-	1	1	-	1	-	-	-	-	7	
60代	有	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	4	8
	無	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	4	
70代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	無	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	5	
80代 以上	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		7	7	7	6	7	8	5	4	1	5	7	6	70	70

### 3) 相談内容別件数 (含重訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	2	5	5	6	5	6	3	3	1	3	4	4	47
財産分与	-	2	2	1	1	1	3	-	-	2	1	3	16
相続	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4
養育費	2	1	2	2	1	2	2	-	1	2	-	1	16
夫婦別姓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
結婚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子ども	3	-	1	2	1	1	1	-	-	1	1	1	12
人間関係	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	4
暴力	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	3
セクハラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仕事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
隣家トラブル	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	4
金銭トラブル	1	1	-	1	1	3	-	-	-	-	1	-	8
賃貸契約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
その他	-	1	2	-	-	-	3	-	1	-	-	-	7
合計	11	12	14	14	9	15	12	4	3	12	8	10	124

### 3 施設運営

#### (1) 多目的室利用状況

①時間別利用状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

月	午前（9時～12時）		午後（1時～5時）		夜間（6時～9時）		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	22	312	32	642	10	178	64	1,132
5月	21	194	24	387	12	157	57	738
6月	22	181	32	477	12	173	66	831
7月	22	198	26	357	11	135	59	690
8月	6	67	21	316	12	127	39	510
9月	24	252	26	402	12	181	62	835
10月	23	319	28	407	13	181	64	907
11月	23	276	28	434	15	200	66	910
12月	18	170	26	314	9	128	53	612
1月	24	285	25	378	12	186	61	849
2月	21	191	26	397	9	122	56	710
3月	26	326	24	451	10	148	60	925
合計	252	2,771	318	4,962	137	1,916	707	9,649
月平均	21	231	27	414	11	160	59	804

②部屋別利用状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

月	多目的室A・B	多目的室A	多目的室B	件数
4月	25	18	21	64
5月	25	12	20	57
6月	25	20	21	66
7月	24	20	15	59
8月	16	8	15	39
9月	27	15	20	62
10月	33	14	17	64
11月	30	14	22	66
12月	17	16	20	53
1月	23	18	20	61
2月	22	13	21	56
3月	32	14	14	60
計	299	182	226	707

③曜日別利用状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

月	火曜		水曜		木曜		金曜		土曜		日曜		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	17	205	8	146	13	180	9	129	9	193	8	279	64	1,132
5月	17	186	9	186	11	115	8	93	4	52	8	106	57	738
6月	15	184	9	114	13	162	12	160	9	121	8	90	66	831
7月	11	112	10	132	13	142	11	148	8	94	6	62	59	690
8月	14	134	9	175	4	41	5	31	4	67	3	62	39	510
9月	11	123	9	163	15	187	12	194	9	113	6	55	62	835
10月	14	186	12	209	13	154	10	149	8	131	7	78	64	907
11月	14	146	8	125	15	182	13	183	8	116	8	158	66	910
12月	11	130	10	119	10	97	8	118	10	119	4	29	53	612
1月	12	125	13	188	17	200	6	99	8	137	5	100	61	849
2月	9	78	11	136	14	164	8	113	8	116	6	103	56	710
3月	14	199	10	200	10	98	11	142	9	139	6	147	60	925
合計	159	1,808	118	1,893	148	1,722	113	1,559	94	1,398	75	1,269	707	9,649

## (2) 情報コーナー・ミーティングルーム・活動コーナー利用状況

月	情報コーナー		ミーティングルーム		活動コーナー		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	4	4	25	119	40	144	69	267
5月	4	4	19	103	31	114	54	221
6月	7	16	25	138	36	112	68	266
7月	14	17	16	78	34	84	64	179
8月	7	7	25	119	31	88	63	214
9月	10	16	17	90	42	119	69	225
10月	8	11	24	129	35	106	67	246
11月	2	2	20	102	33	101	55	205
12月	1	1	15	81	23	73	39	155
1月	6	9	18	100	29	101	53	210
2月	4	4	18	71	13	71	35	146
3月	3	8	24	152	27	85	54	245
合計	70	99	246	1,282	374	1,198	690	2,579
月平均	6	8	21	107	31	100	58	215

## (3) 施設利用状況

月	多目的室		情報コーナー、ミーティング ルーム 活動コーナー		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	64	1,132	69	267	133	1,399
5月	57	738	54	221	111	959
6月	66	831	68	266	134	1,097
7月	59	690	64	179	123	869
8月	39	510	63	214	102	724
9月	62	835	69	225	131	1,060
10月	64	907	67	246	131	1,153
11月	66	910	55	205	121	1,115
12月	53	612	39	155	92	767
1月	61	849	53	210	114	1,059
2月	56	710	35	146	91	856
3月	60	925	54	245	114	1,170
合計	707	9,649	690	2,579	1,397	12,228
月平均	59	804	58	215	116	1,019

#### 4 団体登録状況（各年度3月末現在）

	新規登録数	登録数
26年度	8件	77団体(未更新=7件)
27年度	2件	69団体(未更新=10件)
28年度	3件	63団体(未更新=9件)
29年度	3件	58団体(未更新=8件)
30年度	6件	60団体(未更新=4件)

#### 5 情報コーナー利用状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

○所蔵数合計	3,956点
図書	3,813冊
ビデオ・DVD	143本
○貸出延人数	294名
○貸出資料合計	518点
図書	465冊
ビデオ・DVD	56本

## ●参考資料●

### 東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

##### (用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

##### (基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を發揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活



を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

### **(性別による権利侵害の禁止)**

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

### **(あらゆる情報の公表への配慮)**

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

### **(区の責務)**

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

### **(区民の責務)**

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

### **(事業者の責務)**

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

う努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

## **第二章 基本的施策等**

### **(基本的施策)**

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

### **(行動計画)**

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

## (年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

## (拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

## 第三章 男女共同参画審議会

### (設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。

二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。

三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。

四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。

3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものの中から区長が委嘱又は任命する。

4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

## 第四章 苦情への対応

### (苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項

2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。

一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

### (男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。

3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。

4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。

5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有するものの中から、区長が委嘱する。

6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章 雑則

### (委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。  
（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

# 東京都北区スペースゆう条例

（平成 15 年 12 月 5 日条例第 39 号）

### (設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう（以下「スペースゆう」という。）を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

### (事業)

- 第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。
- 一 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関する事。
  - 二 男女共同参画をめざす区民（区内に在勤する者及び在学する者を含む。）相互の交流の機会及び場の提供に関する事。

- 三 女性総合相談事業に関する事。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関する事。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

### (施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

### (使用)

第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画を推進するために使用する者で、次に掲げるものとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

### (使用の承認及び不承認)

第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の使用承認を受けなければならない。

- 2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。
  - 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
  - 二 営利を目的とする行為があると認められるとき。
  - 三 管理上支障があると認められるとき。
  - 四 前三号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

### (使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下「使用料」

と総称する。)を前納しなければならない。

**(使用料の減免)**

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

**(使用料の不還付)**

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

**(使用権の譲渡禁止)**

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

**(施設の変更禁止)**

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

**(使用承認の取消し等)**

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 使用の目的に反する行為をしたとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

**(原状回復の義務)**

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

**(損害の賠償)**

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

**(委任)**

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都北区北とびあ科学館条例の規定によりなされたプラネタリウムホール及び当該プラネタリウムホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

**(準備行為)**

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

**付 則 (平成二六年一〇月三日条例第二九号)**

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

**付 則 (平成二七年七月三日条例第五一号)**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

**付 則 (平成二八年一二月五日条例第七九号)**

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

**別表 (第四条—第六条関係)**

区分	午前 (午前九時～午後 零時)	午後 (午後一時～午後 五時)	夜間 (午後六時～午後 九時)
施設名			
多目的室 A・B	1,440円	2,240円	2,880円
多目的室A	720円	1,120円	1,440円
多目的室B	720円	1,120円	1,440円

## 北区スペースゆう事業概要（平成30年度）

★発行 令和元年5月  
北区総務部多様性社会推進課  
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階  
03-3913-0161（ダイヤルイン）

刊行物登録番号 31-1-024
---------------------